

2009年11月26日

日本聖公会 管区審判廷 御中

申立人	ア ン デ レ	加納 実	大阪聖アンデレ教会	大阪教区
申立人	イマニユエル	木下 量熙	(司祭)	東京教区
申立人	コンスタンチヌス	村岡 利幸	大阪聖ヨハネ教会	大阪教区
申立人	パ ウ ロ	石井 義雄	(司祭)	京都教区
申立人	パコミウス	籠 正二	聖光教会	京都教区
申立人	バル ナ バ	高田 楠雄	藤沢聖マルコ教会	横浜教区
申立人	ペ テ ロ	岡田 安朝	大阪聖アンデレ教会	大阪教区
申立人	ヤ コ ブ	堀江 育夫	高田基督教会	京都教区
申立人	ル ツ	大谷 英子	清瀬聖母教会	東京教区
被申立人	モーセ	原田文雄	(司祭)	京都教区

審判代理人(加納実、木下量熙、石井義雄、岡田安朝、堀江育夫、大谷英子の代理)

コンスタンチヌス 村岡 利幸

審判代理人(高田楠雄の代理)

パコミウス 籠 正二

不服申立書

(不服申し立て審判の表示及び不服申し立てをする旨)

日本聖公会京都教区審判廷(2008年)第一号申立

上記表示の懲戒申立の、2009年11月16日に言い渡された審判について、全部不服であることから、ここに管区小審判廷に宛てて不服を申し立てます。

(不服申立の理由)

- 1、 申立人は、2008年7月10日に懲戒申立書を提出したものである。その後、2008年9月24日に京都教区審判廷が申立却下を行ったため、申立人は、2008年10月4日に不服申立書を管区小審判廷宛に提出した。2009年3月3日、管区審判廷第一小審判廷は、京都教区審判廷の却下するとの審判を取り消し、本件を京都教区審判廷に差し戻したものである。
- 2、 審判廷規則第20条に基づく教区主教の事前調査は、2009年4月30日に実施された。この事前調査には、京都教区の高地敬主教のもとに、審判代理人の籠正二および審判代理人の村岡利幸が出席した。事前調査には主教補佐人の井田泉司祭が同席した。事前調査においては、京都教区主教と懲戒申立人の審判代理人双方が録音を行った事実はあるが、議事録が作成されることは無かった。
- 3、 2009年5月31日、申立人から京都教区審判廷に対して、審判廷審判員である高地主教及び三浦司祭が、審判廷規則第7条の「審判の公正を妨げる事情があるとき」に該当することから、両審判員の忌避の申立を行った。この忌避申立について、2009年6月3日、京都教区審判廷は忌避申し立てを却下する決定を行った。
- 4、 2009年6月15日、京都教区審判廷(2008年)第一号申立の審判廷が開廷された。懲戒申立人の審判代理人は、懲戒申立書に基づき第1回の口頭弁論を行った。しかしながら、京都教区審判廷は口頭弁論時間の短縮を、この日に無理やり一方的に強制せしめたことから、著しく審判代理人の口頭弁論は妨げられた。
- 5、 第1回口頭弁論から後、審判廷規則第29条第2項に記された、「第2回目以後の弁論の期日」の機会は与えられることもなかった。また、審判廷規則第36条に定めのある、「証人、文書その他の証拠を取り調べること」なども、その後に行われることは一切無かった。
- 6、 なお、京都教区審判廷から再三にわたる証人についての問い合わせのあったことは事実ではある。ところが、結果的には、京都教区審判廷が、「証言の必要性が認められないため」(審判書3ページ上から19行目)として、故意に証人調べを回避したものである。
- 7、 第1回口頭弁論から五カ月を経過後の2009年11月16日、突然にも審判廷が再開され、審判の言い渡しが強行されたのである。もちろん、京都教区審判廷から、この日までに証拠調べが終了したとか、審理が結審したとの連絡はなされなかったものである。

- 8、 加えて、もとより京都教区が、第2回弁論の期日自体を定めなかったことから、審判廷規則第29条第2項に規定する、被申立人が、「第2回目以後の弁論の期日に出頭しないときは、相手方の主張した事実を争わないものとみなす。」と定めた手続も実行されることがなかったものである。申立人は、京都教区審判廷が被申立人を擁護する目的で、恣意的に第2回口頭弁論の期日等の設定を行わなかったのではないかとの疑念をもつものである。以上の如く、京都教区審判廷の審判においては、審判廷第38条を担保するところの審理若しくは審判手続きが、極めてずさん且つ抜かりが多かったことから、到底公正な審判が行われたとは考えられないものである。
- 9、 次に、京都教区審判廷の審判言い渡しにおける判断は、以下に証明する如く、公正さを欠き若しくは事実認定が恣意的に回避されたものである。
- 審判書の実事および理由の中の、審判書第1項の「経緯」のうち、2ページの上から5行目から13行目に記された被申立人に関する記述内容について、申立人は一切知らない。
- 審判書第2項の「申立人の主張」の如くに記された文章若しくは文意については、京都教区審判廷が恣意的かつ故意に曲解したものであり、これを申立人は知らないばかりでなく、こういった短絡的な主張を申立人が行ったこともない。
- 審判書第3項の「証人申請について」については、京都教区が教会法である法規の制定基本趣旨を無視、京都教区の恣意的証人扱いであることを証明するため、改めて不服申立理由の項目を後段に建てて後述する。
- そして、審判書第4項の「判断」については次の通りである。
- (イ) 審判書では、ことさら被害者「Aさん」に限って判断している。この項の冒頭には、「被害者がAさんら」と複数形を記載して表現をしているが、被申立人の直接わいせつ疑惑の複数被害についてまで証拠調べがなされたわけではない。
- (ロ) この複数被害の「京都教区の独自の調べ」とされるものは、いかなる書証により裏付けされているのかは不明であり、審判廷規則第35条の公知の事実には当たらない。申立人は複数被害の人数が四名であることは知らない。
- (ハ) 仮に、被害者Aさんに対するPTSDを含めた罪に限定したとしても、これを確定した時点は、2005年7月19日の最高裁第三小法廷による判決確定の日とするのが妥当であって、だとすると、日本聖公会法規第210条に定める3年は経過していない。まして、日本聖公会法規第210条には、「行為又は一定の行為をしないことが終わった時から3年」と定められており、日本国法律とは異なる教会法の基本主旨が貫かれている。

- (二) だとしても、審判書で判断されている部分は、申立人が懲戒申立書(2009年7月10日)の申立事由の第一項を中心に主張しているところの、被申立人が聖書に示される「みだら」な行為を繰り返している事由の事実の、その一部分を、京都教区が恣意的に引用したものにすぎない。申立人の主張は、被申立人によって「みだら」な行為が反復継続され、被申立人の行為によって、教会共同体の秩序が乱されていたと主張するものである。この反復継続された「みだら」な行為が、いつの時点まで継続されていたのかが審理で明らかにされていない。申立人は、証人調べその他によって、この反復継続がいつまで行われていたのかを証明しようとしたものであるが、京都教区審判廷は、この証人調べを必要ないと判断したものである。
- (ホ) 懲戒申立書(2009年7月10日)の申立事由の第二項および第三項で、申立人の主張の、聖書に示される「姦淫」の行為又は「偽証」若しくは「人の分け隔て」を行ったものであるが、その後も被申立人の、この聖書で示される意味における行為を反復継続していたことは歴然としている。申立人の主張は、被申立人によってそれらの行為が、少なくとも京都教区主教の陪餐停止措置が公然と大手を振って反復継続されたことで、教会共同体の秩序が乱されたとするものである。被申立人には、懲戒申立の10日前にあっても、それらの継続の事実を認め、その反省や謝罪を行ったとの事実も存在しない。従って、この聖書で示される意味における行為の反復継続が停止した時点で初めて、時効の起算が開始するものである。起算日が懲戒申立日より以前に成り立っていたと申立人は主張したことはない。申立人は、証拠調べその他によって、この行為とて反復継続がいつまで行われたのか、証人によって被申立人の行為がいつまで認められたのか、証人によって被申立人の反省や謝罪が存在したのか、時効の起算日がいつの時点で成立したのかその他を証明しようとしたものであるが、京都教区審判廷は、この証人調べを必要としない判断をしたものである。
- (ヘ) 懲戒申立書(2009年7月10日)の事由の第四項目の、聖書に示される「盗み」の行為については聖書で示される意味から、これが日本国の民法や刑法に定めるところの詐欺や横領に限定して、申立人が主張しているものではない。これは懲戒申立書を読めば一目瞭然である。従って、現在も被申立人から退職金が返還されてない事実からすれば、日本聖公会法規第210条による時効が成立するわけではない。

- (ト) ましてや、京都教区審判廷が、教会法による審理を避けて、「公的機関に申立てるべき」として、教会の立場と教会法制定主旨から逸脱しての、審判廷審理や審判手続きから逃亡したことは、日本聖公会審判廷の歴史に汚点を残したと言わざるを得ない。
- (チ) 懲戒申立書(2009年7月10日)の申立事由の第五項、「聖職按手式の司祭按手において約束したことに違反する不道德」については、審判書ではまったく触れもせず判断を避けている。
- (リ) 懲戒申立書(2009年7月10日)の申立事由の六項の時効についても、京都教区審判廷は判断を避けたものである。とりわけ、懲戒申立書の提出日の10日前の被申立人の意思表示が、すなわち、被申立人があらゆる行為を認めず、反省もなければ謝罪しなかった事実については、京都教区審判廷は証人調べすら行わなかったものである。くどいようであるが、懲戒申立理由における時効の起算が、何時から開始されるのか、その起算日は何時の時点で成立していたのか、これら時効成立の判断にかかる証拠調べもしなければ、時効成立の明瞭な判断の説明も、京都教区審判廷の審判書にはなされていないのである。
- (ヌ) 審判書4ージの上から7行目以降には、教会共同体の秩序回復について、申立人の考え方かのような事柄を記載して、これをもとに京都教区審判廷は判断をしている。
- ①ところが、ここに示される、「良心に基づく行動が、どんな圧力やどんな行為によっても侵されない状態である」とするものは、2009年6月15日の第1回口頭弁論において、時間制限を強制されながら、審判廷からの質問に対して準備書面提出を禁じられて、審判代理人村岡利幸がその一部分を返答させられたものである。いわばこれは、審理に誤解を招かないためになされた、申立人村岡利幸の考え方を披露したもので、弁論に相当するものではない。従って、この断片的な一部分返答を以って判断をすることは、審判廷規則第38条に定める自由心証の原則(弁論の全主旨および証拠調べの結果のみを斟酌)から逸脱する審判手続きであって、都合の良い発言の言葉ヅリにつけ込んだ恣意的判断である。
- ②加えて、この内容の一部は、2009年4月30日の教区主教の事前調査において、主に主教補佐人井田泉司祭と審判代理人村岡利幸との間で、教会共同体秩序についての性質が論議されたところの審判廷開廷前の努力協議内容である。従って、審判廷

開廷前の論議部分を一方的に審判廷の判断に持ち込むことは、審判廷規則第38条に定める自由心証の原則(弁論の全主旨および証拠調べの結果のみを斟酌)から逸脱する判断である。もちろん、事前調査における議事録が作成されてないことは、前述の通りである。

③ましてや、教会共同体の秩序が具体的に、被申立人によって如何に乱されたのか、どういった言動と判断基準で秩序が乱されていたと証人らが認識したのか、これらを証人調べで裏付け立証する目的のために、申立人は、秩序破壊の事実を知るのであろう証言の出来る証人申請を行ったものである。そして審判廷審判員が自由心証に基づく真実を判断することを期待していたものである。しかしながら、京都教区審判廷は理由も示さず、このための32名の証人候補全員の証人調べを回避したものである。この証人には審判廷を構成する審判員が2名(高地主教、三浦司祭)、同じく構成する申立人審判代理人2名(籠正二、村岡利幸)、審判廷審理を欠かさず傍聴している被害者さんの父親である岡橋英世氏、同じく傍聴している鎌田司祭の6名が含まれているのである。

10、 審判書第3項の「証人申請について」の内容について、申立人は次の通りの主張を行う。

- (ア) 審判の手続きにあつては、①事件の事実があったこと、②事件の理由が真実であることが道理もって証明されており、③それが、証拠若しくは証人でもって裏付け立証されていることが必要と考える。
- (イ) ■ 証人とは、そもそも審判廷の審理において、審判員が自由心証によって真実であるか否かを判断するにあたって、当事者双方から申請された証人候補から、その必要性に応じて審判廷が召喚するものである。すなわち、当事者から、「〇〇さんから話を聞いてくれれば、主張していることは間違いない。」といったものが証人である。
- (ウ) 証言が真実の裏付け立証になり得るとして、証人申請が行われたものであり、当事者の利益のために証言する意思表示の有無、証人申請承諾の有無、証言意思の有無などは、審判廷審判員が自由心証により判断するにあたっての必要性の召喚基準とは関係がない。もちろん、証人を当事者に有利な人物とか有利な発言をする人物、まして当事者のためにのみ証言する人物に限定するいわれはないのである。

(エ) このことは、京都教区審判廷からの証人に関する問い合わせに対する、申立人からの2009年7月13日付の連絡書面および、2009年8月31日付の答弁書面でも説明しており、京都教区審判廷が証人調べの目的を誤解したとは思えない。むしろ、真実が審判廷の公判でさらされることを恐れた審判員の一部の者が、証人召喚手続き形式を悪用して、自らも含めた証人調べを妨害若しくは阻止したものと懸念されても仕方がない処分である。なお、前述の如く、審判員のうち二名に対しては、「審判の公正を妨げる事情がある」として、申立人は忌避の申立を行っていたものであった。

(オ) 従って、審判書の当該項目には、理由がないばかりでなく、内容が失当であると言わざるを得ない。

- 1 1、 京都教区審判廷の審判は、何が起きたのかとの事実認定を避けただけではなく、判断を示す際の信仰的な倫理規範が不明確である。したがって、審判においては、事由ともども何が実際に起きた事実か、その事実を審判廷は信仰的に何の罪と考えているのかといったことを、誰の目にも分かるように説明する必要がある。
- 1 2、 よって、不服申し立てをする旨の通り、弁論続行の願いを込めて、申立人は管区小審判廷にあてて、全部不服の申し立てをするに至ったものである。

以 上